

改正労働者派遣法に対する対応

(公社) 秋田県シルバー人材センター連合会

同一労働に携わる正社員と派遣社員の待遇格差を解消するため、「同一労働同一賃金」制度を盛り込んだ改正労働者派遣法が令和2年4月1日から施行されます。

秋田県内のシルバー人材センター会員の派遣元である(公社)秋田県シルバー人材センター連合会では、法律の施行を受け、派遣先労働者との待遇格差解消に向けては、「均等・均衡方式」を採用することといたしましたのでお知らせします。

なお、同方式においては、派遣先から「**比較対象労働者の待遇等の情報提供**」をいただくこととなりますので併せてご協力をお願いします。

情報提供にかかる詳細や疑問につきましては、(公社)秋田県シルバー人材センター連合会、またはお近くのシルバー人材センターにご連絡下さい。